

第一種フロン類充塡回収業登録等通知書

産指第 103-86 号 令和 3 年 9 月 22 日

パナソニック産機システムズ株式会社 代表取締役 稲継 哲章 様

大阪府知事 吉村 洋



令和3年9月8日付けで申請のあった第一種フロン類充塡回収業に係る登録の更新については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第30条第2項において準用する同法第28条第1項の規定により、次のとおり登録の更新をしたので、同法第30条第2項において準用する同法第28条第2項の規定により通知します。

登録番号	知事(登一回)第 2637 号
登録年月日	令和 3 年 9 月 16 日
登録の有効期間の満了年月日	令和 8 年 9 月 15 日
充塡の対象とする第一種特定 製品の種類	エアコンディショナー 冷蔵機器・冷凍機器
充塡しようとするフロン類の 種類	CFC HCFC HFC
回収の対象とする第一種特定 製品の種類	エアコンディショナー(フロン類充塡量 50kg 未満) 冷蔵機器・冷凍機器(フロン類充塡量 50kg 未満) フロン類充塡量が 50kg 以上の第一種特定製品
回収しようとするフロン類の 種類	CFC HCFC HFC

備考:①登録の変更の場合にあっては、変更後の登録内容を記載しています。 ②フロン類充塡回収業を行う事業所の名称及び所在地

パナソニック産機システムズ株式会社近畿支店

大阪市中央区博労町3-5-1